

伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰及び人件費の上昇が続く中、市内中小企業者等の生産性向上、省エネルギー化及び経営基盤強化を図り、当該設備投資による経営改善効果を将来的な賃金の引上げ、労働環境の改善、事業の安定的な継続及び雇用の維持・拡大につなげることを目的として、設備投資に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、法人にあつては市内に本店、事業所又は店舗を有するもの、個人にあつては市内に事業所又は店舗を有するものをいう。ただし、次のアからカまでのいずれかに該当するものを除く。

ア 主に農林水産業を営む者

イ みなし大企業

ウ 政治、経済又は文化団体

エ 宗教法人又は団体

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

カ その他市長が不相当と認める者

(2) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 暴力団等 伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条第1号から第3号までの規定に該当するものをいう。

(補助事業者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の

各号に掲げるいずれにも該当する者とする。ただし、市長が適当でないと判断した市内中小企業者等は、この限りでない。

- (1) 市内中小企業者等であること。
- (2) 代表者又は役員が暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象期間及び補助対象経費は別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる経費は、補助金の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払を既に受けた経費は、補助対象経費としない。
- 4 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは、補助対象経費から除外する。
- 5 補助対象経費の支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくは役員の属する企業等である場合は、補助対象経費から除外する。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限額を100万円、下限額を20万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けたい補助事業者（以下「申請者」という。）は、中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市内で事業を営んでいることが分かる書類（履歴事項全部証明書、直近の確定申告書等）の写し
- (4) 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）の写し
- (5) 導入設備の製品内容がわかる資料（製品カタログ、仕様書等）
- (6) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (7) 市税の完納証明書又は滞納なし証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1事業者につき1回限りとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知し、補助金の交付が不適当と認められる場合は、中小企業生産性向上設備投資応援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(補助金交付の条件等)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合

(2) 補助対象経費の10分の2以内の減額をする場合

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業が完了したときは、中小企業生産性向上設備投資応援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第8号)

(2) 補助対象経費の支払が確認できる書類(領収書等)の写し

(3) 補助対象経費に係る設備等の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付請求)

第10条 交付決定者は、規則第16条の規定による補助金の額の確定後に中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく、補助対象事業を変更し、又は中止したとき。

(3) その他補助金を交付することが不適当と認められるとき。

(4) 対象事業を実施した交付決定者で補助金の額等の決定通知の日から起算して2年以上継続して事業を行わないとき。ただし、交付決定者の責めに帰さない事情によるときは、この限りでない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第21条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

（確認等）

第13条 市長は、必要に応じ、補助事業者の第3条第2号の該当の有無について、福島県伊達警察署長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し補助対象事業の実施内容について報告を求め、又は実地及び書面等による調査を行うことができる。

（書類の保管）

第14条 交付決定者は、対象事業に関する収支状況等を明らかにした会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業者における第11条から第14条までの規定については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	(1) 生産性向上につながる設備導入又は更新 (2) 業務効率化につながるIT設備等の導入 (3) コスト削減につながる省エネ設備の導入
補助対象期間	令和8年5月1日から令和8年12月31日まで（当該期間内に補助対象事業を開始し、実施完了すること。）
補助対象経費	専ら補助対象事業に用いる設備等で、市内の本店、事業所又は店舗へ導入し、事業活動に直接供するもののうち、次に掲げる経費とする。 (1) 作業効率の向上、処理能力の増加、作業時間の短縮その他生産性の向上に資する設備の購入及び設置に

	<p>要する経費（製造・加工機械、業務用機器、厨房機器その他これらに類するもの）</p> <p>（２）業務の効率化、管理機能の高度化又は作業の自動化により経営の効率化に資する情報機器及び情報システムの購入又は構築に要する経費（POSシステム、在庫管理システム、顧客管理システム、キャッシュレス決済端末、業務効率化ソフトウェアその他これらに類するもの）</p> <p>（３）既存設備と比較してエネルギー使用量の削減又は光熱費等のコスト削減が見込まれる省エネルギー設備の購入及び設置に要する経費（LED照明設備、省エネルギー型空調設備、省エネルギー型冷凍冷蔵設備その他これらに類するもの）</p>
--	--

別表第２（第４条関係）

公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
原材料及び消耗品の購入に係る経費
修理又は修繕に係る経費
事業活動に直接使用しない機器等の経費
サービス・ソフトウェア等の加盟登録料及び使用料
各種保証・保険料
人件費
損失補填
借入に伴う支払利息
不動産購入費
振込手数料
飲食及び接待費
その他市長が不相当と認める経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

伊達市長

郵便番号

所在地（個人の場合は住民票の住所）

（ふりがな）

申請者 法人名又は商号・屋号

（ふりがな）

代表者職・氏名

中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付申請書

伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の概要

実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費（事業費総額）	円
補助金交付申請額	円

2 担当者連絡先

所属名		職 名	
氏 名		電 話	
F A X		E-mail	

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 市内で事業を営んでいることが分かる書類（履歴事項全部証明書、直近の確定申告書等）の写し
- (4) 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）の写し
- (5) 導入設備の製品内容がわかる資料（製品カタログ、仕様書等）
- (6) 誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- (7) 市税の完納証明書又は滞納なし証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

申請者区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
所在地 ^{※1}	〒
法人名又は 商号・屋号	
代表者職・氏名	
業種 ^{※2}	
主な業務内容	

※1 市外本社の場合、市内事業所の住所を記載してください。

※2 日本標準産業分類（令和5年7月改定）上の業種を記載してください。

2 事業計画

事業区分	<input type="checkbox"/> 生産性向上につながる設備導入・更新 <input type="checkbox"/> 業務効率化につながるIT設備等の導入 <input type="checkbox"/> コスト削減につながる省エネ設備の導入 ※該当するもの全てにチェック☑を入れる。
現状の経営課題	（物価高騰、人件費上昇、人手不足、エネルギー価格高騰等の影響を踏まえ、現在直面している具体的な課題を記載）

<p>補助事業の内容</p>	<p>(補助事業の内容について、具体的に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備の内容 (設備の名称、仕様、導入場所、用途等を具体的に記載) ・ 設備導入の必要性 (上記課題との関連性を明確に記載)
<p>期待される効果 (数値目標)</p>	<p>(生産性向上、業務効率化、コスト削減、エネルギー削減等について数値で記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入前 (現状値) ・ 導入後 (目標値) ・ 算出根拠 (作業時間、処理件数、電力量、燃料使用量、回転率など)
<p>経営改善への波及見込み</p>	<p>(設備投資による経費削減又は業務効率化により創出された経営余力を、将来的な賃金引上げ、労働環境改善、雇用維持・拡大、事業の安定的継続等にどのように活用する予定か記載)</p>

※記載スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加して記載ください。

収支予算書

法人名又は 商号・屋号	
----------------	--

1 支出明細書

(金額単位：円)

経費区分	内容	積算			金額(税抜)	備考
		単価	数量	単位		
補助対象経費の合計 A						※補助対象経費が30万円未満の場合は補助金対象外
補助金額の算出 B (A×2/3)						※1,000円未満切り捨て
補助金交付申請額 C						※ B 又は100万円(上限額)のいずれか低い額

- ※スペースが足りない場合は、適宜挿入して記載ください。
- ※補助下限額が20万円のため、補助対象経費は30万円を超える必要があります。
- ※全て消費税抜き（小数点以下は切り捨ててください）で計上してください。
- ※補助金額の算出 B は補助対象経費の合計 A に補助率（2/3）を乗じ、1,000円未満を切り捨てて算出します。
- ※補助金交付申請額 C は、補助上限額100万円以上である場合は、100万円としてください。

法人名又は
商号・屋号

2 収支計画書

(単位：円)

項 目		金 額	備 考
収 入	自己資金		
	借入金		
	補助金 (C)		
	その他		
	合計 (D)		
支 出	補助対象 経費の合計 (A)		

※全て消費税抜き（小数点以下は切り捨て）で計上してください。

様式第4号（第6条関係）

誓約書兼同意書

私（当社）は、伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金の申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

項目		
私（当社）は、下表の業種に定める資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員数のいずれかに該当し、かつ、みなし大企業※1に該当しません。		
業種※2	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業等※3	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
<small>※1 みなし大企業とは次に掲げるいずれかに該当する者をいう。 (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ※2 業種は日本標準産業分類による業種をいう。 ※3 製造業等の「等」とは卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいう。</small>		
私（当社）は、代表者又は役員が伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないことを誓約します。また、市長が求める時は、役員等氏名一覧表を提出し、伊達市暴力団排除条例第10条に基づき暴力団ではないことを市長が福島県伊達警察署長に対して確認を行うことについて同意します。		
私（当社）は、補助対象経費の支払先が、補助対象者と資本関係がある事業者又は補助対象者の役員若しくは役員の属する企業等でないことを誓約します。		
私（当社）は、補助対象経費の全部又は一部について、国、県、市その他公的機関による補助金、助成金その他これに類する制度の交付決定又は支払いを受けていません。		
私（当社）は、本補助事業の実施により、生産性向上、省エネルギー化又は経営基盤強化を図り、その効果を将来的な賃金の引上げ、労働環境の改善、事業の安定的継続又は雇用の維持・拡大につなげるよう努めます。		
私（当社）は、市税納付については滞納が無いことを制約するとともに、補助金申請のために私（当社）の市税納付の状況について市長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。		
私（当社）は、市長が補助事業の実施内容についての報告又は実地及び書面等による調査を求めた場合は協力します。		

年 月 日

伊達市長

法人名又は商号・屋号

代表者 役職・氏名

様式第5号（第7条関係）

伊達市指令 第 号

中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付決定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで提出された伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付申請書に対し、次のとおり補助金を交付することと決定したので、伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

伊達市長

補助事業等の名称	伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金
交付決定額	円

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊達市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊達市を被告として（訴訟において伊達市を代表する者は伊達市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第7条関係）

伊達市指令 第 号

中小企業生産性向上設備投資応援補助金不交付決定通知書

住所
氏名

年 月 日付けで提出された伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付申請書に対し、審査の結果、交付しないことに決定したので、伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

伊達市長

補助事業等の名称	伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金
不交付理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊達市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊達市を被告として（訴訟において伊達市を代表する者は伊達市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

伊達市長

郵便番号 ー
所在地
（ふりがな）
申請者 法人名又は商号・屋号

（ふりがな）
代表者職・氏名

中小企業生産性向上設備投資応援補助金実績報告書

伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及びその精算額

実施期間	年 月 日～ 年 月 日
交付決定額	円
精算額	円

2 担当者連絡先

所属名		職名	
氏名		電話	
FAX		E-mail	

3 事業成果

事業区分	<input type="checkbox"/> 生産性向上につながる設備導入・更新 <input type="checkbox"/> 業務効率化につながるIT設備等の導入 <input type="checkbox"/> コスト削減につながる省エネ設備の導入 ※該当するもの全てにチェック☑を入れる。
補助事業の内容	(補助事業の内容について、具体的に記載) ・ 導入する設備の内容（設備の名称、仕様、導入場所、用途等を具体的に記載）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備導入の必要性（上記課題との関連性を明確に記載）
事業実施により得られた効果（数値目標）	<p>（生産性向上、業務効率化、コスト削減、エネルギー削減等、事業を実施したことにより得られた効果について数値等を用いて具体的に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入前（現状値） ・ 導入後（実績値） ・ 算出根拠（作業時間、処理件数、電力量、燃料使用量、回転率等）
設備投資の波及効果及び将来的な経営展開	<p>（本補助事業により導入した設備投資の効果を踏まえ、経費削減額や業務効率化による余力の活用方法について、将来的な賃金の引上げ、労働環境改善、雇用の維持・拡大、事業の安定的継続等の観点から具体的に記載）</p>

※記載スペースが足りない場合には、適宜スペースを追加して記載ください。

4 関係書類

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収書等）の写し
- (3) 補助対象経費に係る設備等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

収支決算書

法人名又は 商号・屋号	
----------------	--

1 支出明細書

(金額単位：円)

経費区分	内容	積算			金額(税抜)	備考
		単価	数量	単位		
補助対象経費の合計 A						※補助対象経費が30万円未満の場合は補助金対象外
補助金額の算出 B (A×2/3)						※1,000円未満切り捨て
補助金交付申請額 C						※B又は100万円(上限額)のいずれか低い額

※スペースが足りない場合は、適宜挿入して記載ください。

※補助下限額が20万円のため、補助対象経費は30万円を超える必要があります。

※全て消費税抜き（小数点以下は切り捨ててください）で計上してください。

※補助金額の算出 B は補助対象経費の合計 A に補助率（2/3）を乗じ、1,000円未満を切り捨てて算出します。

※補助金交付申請額 C は、補助上限額100万円以上である場合は、100万円としてください。

法人名又は
商号・屋号

2 収支決算書

(単位：円)

項 目		金 額	備 考
収 入	自己資金		
	借入金		
	補助金 (C)		
	その他		
	合 計 (D)		
支 出	補助対象 経費の合計 (A)		

※全て消費税抜き（小数点以下は切り捨て）で計上してください。

※備考欄には、その具体的な内容等を記載してください

様式第9号（第10条関係）

中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付請求書

年 月 日

伊達市長

所在地

申請者 法人名又は商号・屋号

代表者職・氏名

伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

指令日 (交付確定決定)	年 月 日	指令番号 (交付決定確定)	伊達市指令 第 号
補助事業等の名称		伊達市中小企業生産性向上設備投資応援補助金	
① 交付決定額			円
② 交付請求額			円
口座振込依頼書			
金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			